

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 5 月から 57 年 4 月まで

私は、昭和 53 年 5 月に結婚し、57 年 3 月まで A 市に住んでいたが、B 町（現在は、C 市）に住む父が、私の申立期間の国民年金保険料を納付していたと思う。

また、申立期間は未加入期間とされているが、昭和 57 年 4 月については領収証書があり、間違いなく保険料を納付しているので、保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和 57 年度国民年金保険料納付通知書兼領収証書、及び B 町の国民年金被保険者名簿によると、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月の国民年金保険料が同年 5 月 27 日に納付されていることが確認できる。ところが、当該被保険者名簿、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録において、申立人が国民年金の任意加入被保険者となった日は同年 5 月 24 日と記録されており、同年 4 月は未加入期間とされていることから、本来であれば同年 4 月に係る保険料は納付することができず、還付の手続が行われることとなる。

しかしながら、オンライン記録、還付整理簿及び B 町の国民年金被保険者名簿において、昭和 57 年 4 月に係る国民年金保険料が申立人に還付された記録が見当たらないことから、当該保険料は長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、申立人の国民年金の受給期待権は尊重されるに値すべきものと考えられ、未加入期間であることを理由として同年 4 月の保険料の納付を認めないことは、信義衡平の原則に反するものと

考えられる。

一方、申立期間のうち、昭和 53 年 5 月から 57 年 3 月までの期間について、申立人は、当該期間は A 市に居住しており、夫が共済組合の組合員であることから、同市において国民年金の任意加入の手続きを行い、国民年金保険料を納付する必要がある、B 町に住む申立人の父が、申立人の任意加入の手続きを行い、保険料を納付していたとは考え難い。

また、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料納付を行ったとする申立人の父からは、当該期間に係る具体的な証言を得ることができず、申立人も国民年金の加入手続き及び保険料納付について関与していないことから、当該期間当時の保険料の納付状況等が不明である。

このほか、申立人の父が申立人の当該期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、昭和 57 年 4 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月及び同年11月、47年4月及び同年5月、同年10月から48年3月までの期間並びに49年1月から同年3月までの期間に係る国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月及び同年11月
② 昭和47年4月及び同年5月
③ 昭和47年10月から48年3月まで
④ 昭和49年1月から同年3月まで
⑤ 昭和57年1月から62年3月まで

申立期間①は、当時勤務していたA市の事業所で、従業員の国民年金保険料をまとめて納付してくれていたため、事務の人に国民年金手帳を預け、保険料を納付してもらった。

申立期間②及び③は、A市からB市に引っ越した後、同市に住んでいた実姉に頼んで保険料を納付してもらった。

申立期間④は、昭和48年12月に結婚した後、夫や舅しゅうとに頼んで保険料を納付してもらった。

申立期間⑤は、経営していた店舗に集金に来ていた金融機関の職員にお金を預けて保険料を納付してもらった。

申立期間①から⑤までの国民年金保険料が未納とされているのは納付できないので、これらの期間を納付済期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は2か月、申立期間②は2か月、申立期間③は6か月、申立期間④は3か月といずれも短期間である。

申立期間①について、申立人の国民年金手帳に貼付された当該期間に係る納付書・領収証書は、様式及び記載状況から当該期間において社会保険

事務所（当時）が作成したものと認められることから、納付がなされていたものと考えられる。

申立期間②から④までの期間について、当該期間の前後の国民年金保険料はいずれも納付済みとなっている。

また、申立期間②と③との間に当たる昭和 47 年 6 月から同年 9 月までの保険料は、オンライン記録において当初未納と記録されていたが、B 市の国民年金被保険者名簿に納付記録があることにより納付済みに訂正されており、社会保険事務所における申立人の年金記録管理に不備がみられる。

一方、申立期間⑤は 63 か月と長期間である上、B 市の国民年金被保険者名簿（紙台帳）によると、当該期間に係る国民年金保険料は未納とされており、オンライン記録と一致している。

また、申立人は、経営していた店舗に集金に来ていた金融機関の職員に国民年金保険料を預けて納付してもらったと説明しているが、当該金融機関からは保険料の納付についての確認はできなかった。

さらに、申立人が申立期間⑤に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 10 月及び同年 11 月、47 年 4 月及び同年 5 月、同年 10 月から 48 年 3 月までの期間並びに 49 年 1 月から同年 3 月までの期間に係る国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの期間が未納期間となっていた。

当時、母が、母、私たち夫婦、妹の 4 人分の国民年金保険料を父が経営する店に集金に来ていた A 金融機関の職員に納付し、納付が遅れたときは B 金融機関で納付しており、私たち夫婦、妹の 3 人の保険料が納付済みとなっているのに母の分の保険料だけ未納とされていることに納得できない。

申立期間について、国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長女が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、昭和 40 年 4 月に国民年金に加入以来、60 歳になる平成元年*月までの長期間にわたり、申立期間以外に未納が無いことから、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の長女は、申立人が、当時の同居家族の 4 人分に係る国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、C 市 (現在は、D 市) の国民年金被保険者名簿 (紙名簿) によれば、次女が 20 歳に到達して国民年金に加入した昭和 49 年*月から口座振替制度を利用して保険料納付を開始する前の 55 年 5 月までの期間は、申立期間を除き 4 人とも納付済みとされていることが確認でき、申立期間について、長女夫婦及び

次女の保険料が納付済みであるにもかかわらず、申立人の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成13年7月1日から14年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成14年10月1日から15年2月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年7月1日から15年6月1日まで

私は、申立期間当時、株式会社Aに現場責任者として勤務していたが、給与明細書の支給額と比べると、年金記録上の標準報酬月額がかなり低いことが分かった。

当時は会社の取締役をしていたが、標準報酬月額（役員報酬）が減額されたことは無いので、正しい標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成13年7月1日から14年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたところ、同年1月7日付けで、13年7月1日に遡って20万円に引き下げられており、引下げ後の標準報酬月額が14年10月1日まで継続していることが確認できるほか、申立人以外の役員2人についても、申立人と同様に同年1月7日付けで、申立人以外の社員4人についても同年6月

19 日付けで遡って標準報酬月額を引き下げる訂正処理が行われていることが確認できる。

また、元事業主は、社会保険事務所には当時 2,000 万円ぐらいの滞納金があり、社会保険事務所の職員が来社し、役員の標準報酬月額を低く届出をするよう指導されたと証言している上、株式会社Aに係る「債権記録リスト」をみると、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成 15 年 7 月 1 日の時点において約 1,900 万円の社会保険料を滞納していたことが認められる。

さらに、株式会社Aの閉鎖登記簿謄本から、申立人は、申立期間において同社の取締役であったことが確認できることから、元事業主及び複数の元同僚は、申立人は、現場の責任者であり、経営には関わっていなかった旨証言していることから、申立人は、遡及訂正処理に関与していなかったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成 14 年 1 月 7 日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えるが、申立人の標準報酬月額を 13 年 7 月 1 日に遡って引き下げる処理を行う合理的な理由は見当たらず、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の同年 7 月から 14 年 9 月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 41 万円に訂正することが必要である。

一方、上記の遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成 14 年 10 月 1 日）において、申立人の標準報酬月額は 20 万円と記録されているところ、この定時決定に係る処理については、遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらないことから、社会保険事務所の処理が不合理であることを理由とする記録訂正は認め難い。

しかしながら、申立期間のうち、平成 14 年 10 月 1 日から 15 年 2 月 1 日までの期間について、申立人が所持する当該期間の給与明細書によると、申立人に支給されていた給与の額及び厚生年金保険料の控除額は、いずれも申立人の主張する標準報酬月額（41 万円）に見合う額であることが確認できることから、14 年 10 月から 15 年 1 月までの期間に係る標準報酬月額は、41 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、B 厚生年金基金が保管する C 社会保険事務所（当時）の受付印のある健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書写しから、事業主は申立人に係る報酬月額を標準報酬月額 20 万円に相当する金額で届け、その結果、社会保険事務所は上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち、平成 15 年 2 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間について、申立人の 15 年 1 月から同年 12 月までの所得に係る D 市の課税情報を確認したが、当該期間に申立人の主張する標準報酬月額に見合う額の給与の支給、及び厚生年金保険料の控除があったことは確認できない。

また、株式会社 A は平成 15 年 7 月 2 日に破産宣告されているが、元事業主は、破産宣告前の 3 か月から 4 か月は給与が未払であったとしている上、当該事業所の破産管財人も、申立人に対して 172 万円の未払給与があった旨証言している。

さらに、申立人から提出された複数の給与明細書のうち、年次の記載が無い 9 枚の給与明細書の発行時期について検証を行ったところ、記載されている雇用保険料、介護保険料及び市町民税の額から、それぞれ平成 12 年 5 月から同年 7 月までの期間、同年 9 月から同年 10 月までの期間、13 年 2 月から同年 4 月までの期間及び同年 8 月の給与明細書であると考えられ、15 年 2 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間の給与明細書であるとは認め難い。

このほか、平成 15 年 2 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、平成 15 年 2 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から53年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年9月から53年11月まで

私は、夫から私が国民年金に加入しており、国民年金保険料もA市役所（当時）の窓口で納付していたと聞いていたので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿、及びオンライン記録によると、申立人は、昭和35年10月1日に国民年金の被保険者資格を取得し、38年4月11日に厚生年金保険の被保険者資格の取得と同時に、国民年金の被保険者資格を喪失し、48年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できるほか、申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の夫が同年9月1日以降も厚生年金保険に加入していることが確認できることから、申立期間は国民年金の任意加入の期間となるどころ、上記被保険者名簿により、申立人は、申立期間後の53年12月25日に任意加入していることが確認でき、それ以前に任意加入していたことをうかがわせる記録は見当たらず、申立期間は未加入期間とされており、この記録は、オンライン記録とも一致している。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付は申立人の夫が行ったとしているが、夫は既に亡くなっている上、申立人は、保険料の納付等に関与していないことから、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料納付の状況等が不明である。

さらに、申立期間は63か月と長期間であり、これだけの期間について関係行政機関等が記録管理を誤ることは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書

等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年6月まで

私は、亡くなった夫から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたと聞いていたので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A市(現在は、B市)において、申立人に係る国民年金被保険者名簿が作成された記録が確認できない上、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間は、国民年金の未加入期間とされており、国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人は、既に亡くなっている上、申立人の妻から聴取しても申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料納付の状況等が不明であるほか、申立期間当時に同居していたと思われる申立人の兄弟姉妹についても国民年金に加入していた記録は見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、申立人の公的年金に係る加入記録は厚生年金保険のみであり、国民年金の加入記録は見当たらない。

加えて、申立期間は51か月と長期間であり、これだけの期間について関係行政機関等が記録管理を誤ることは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年1月及び同年2月

私の国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間は納付事実が確認できないとの回答を得た。

20歳の時に国民年金に加入してから、実家の両親が国民年金保険料を納付していたと思うので、申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年5月20日に払い出されていること等から判断すると、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、この時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間となる。

また、申立人は、申立期間について、両親が国民年金保険料を納付したとしているが、父親は既に亡くなっており、母親からも当時の事情を聞くことができないため、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の両親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、A町（現在は、B市）及びC町が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）の記録においても、申立期間は未納とされており、オンライン記録と一致する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月から49年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和47年3月から49年3月までの期間が未納期間となっていた。

私が20歳になった時に母がA市役所で加入手続をしてくれ、母が父母、私たち夫婦の4人分の国民年金保険料を父が経営する店に集金に来ていた金融機関の職員に納付していたのに、私たち夫婦の分の保険料が未納となっていることに納得できない。

申立期間について、国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続について、申立人が20歳に到達した昭和47年*月頃に母がA市役所で行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の妹が20歳に到達した後の49年9月13日に、B市（現在は、A市）において、申立人の夫及び妹と連番で払い出されており、この時点で、申立期間の一部の国民年金保険料は時効により納付できない。

また、申立人は、現在所持している年金手帳のほかに年金手帳は無いと述べている上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続や保険料納付をしていたとされる母は既に亡くなっていることから、加入状況及び納付状況が不明である。

加えて、B市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の申立期間に係る国民年金保険料は未納となっており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資

料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月から49年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和45年8月から49年3月までの期間が未納期間となっていた。

私が20歳になった時に妻の母がA市役所で加入手続をしてくれ、妻の母が父母、私たち夫婦の4人分の国民年金保険料を父が経営する店に集金に来ていた金融機関の職員に納付していたのに、私たち夫婦の分の保険料が未納となっていることに納得できない。

申立期間について、国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続について、申立人が20歳に到達した昭和45年*月頃に妻の母がA市役所で行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の妻の妹が20歳に到達した後の49年9月13日に、B市（現在は、A市）において、申立人の妻及び妻の妹と連番で払い出されており、この時点で、申立期間の一部の国民年金保険料は時効により納付できない。

また、申立人は、現在所持している年金手帳のほかに年金手帳は無いと述べている上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続や保険料納付をしていたとされる妻の母は既に亡くなっていることから、加入状況及び納付状況が不明である。

加えて、B市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の申立期間に係る国民年金保険料は未納となっており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮城国民年金 事案 1655（事案 466 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、昭和 57 年 4 月から 60 年 3 月までの期間の国民年金保険料を重複納付していたものと認めることはできない。

また、平成 13 年 4 月から 14 年 2 月までの期間及び 16 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで
② 昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月まで
③ 昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月まで
④ 平成 13 年 4 月から 14 年 2 月まで
⑤ 平成 16 年 4 月から同年 6 月まで

申立期間①、②及び③については、A町B地区の集金人に国民年金保険料を月々手渡しで預けていたことを証する納金袋があり、さらにC金融機関D支店の窓口で保険料を納付したことを証する領収書もあるので、保険料を重複納付していた。

申立期間④及び⑤については、複数の金融機関及びE市役所F支所で2か月ごとに納付していた。

前回の第三者委員会の判断に納得できないので、申立期間②を新たに加え再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③については、i) 申立期間当時、A町は、年度初めに国民年金保険料納付書及び国民年金保険料納金袋（以下「納金袋」という。）を集金人に送付し、被保険者からの集金と同町役場又は同町指定の金融機関への納付を依頼しており、年度末に国民年金保険料納入通知書兼領収証書（以下「領収証書」という。）と納金袋を被保険者に返却していたとしていることから、申立人が領収証書及び納金袋を所持していること

に不自然さは無いこと、ii) 納金袋の納入年月日と領収証書の出納印の日付を確認したところ、同じ日付又は領収証書の日付が納金袋の納入年月日より後になっていることから、集金人が集金した後、A町の指定金融機関が収納していることが確認できることなどの理由から、既に当委員会の決定に基づき、平成20年10月10日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立期間④及び⑤については、i) A町及びE市に確認したところ、当該期間に係る保険料の納付の事実を確認できなかったこと、ii) 申立期間以外にも未納期間があることなどの理由から、申立期間①及び③と同様に年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、再申立てに際し昭和59年度の領収証書を新たに提出しているが、上記の申立期間①及び③に係る判断理由のとおり、申立人がA町の集金人により、国民年金保険料を納付していたことが確認できるものの、重複納付していたことをうかがわせる新たな事情は見当たらない。

このほか、申立人から聴取しても委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①及び③の国民年金保険料を重複納付していたものと認めることはできず、また、申立期間④及び⑤の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間②については、昭和58年度分の納金袋が見付かったとして、新規申立てをしているが、当該提出資料からA町の集金人により、同年度分の国民年金保険料を納付していたことが確認できるものの、上記の申立期間①及び③に係る判断理由のとおり、国民年金保険料を重複納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月1日から23年7月1日まで
② 昭和35年10月1日から39年2月1日まで
③ 昭和46年12月30日から47年2月3日まで
④ 昭和47年8月21日から48年9月19日まで

申立期間①について、A事業所で勤務していた。申立期間②について、株式会社Bで勤務していた。いずれの期間も厚生年金保険に加入していたので、年金記録を訂正してほしい。

また、申立期間③及び④について、C株式会社で勤務していた。入社と退社の時期が同じであった妻の加入記録と違うので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A事業所で勤務していたと主張しているところ、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらないものの、D市に所在し、A事業所と類似した名称の事業所であるE事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が同僚であったとする複数の者の氏名が確認できること、及び申立人には未統合とされているE事業所での厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、申立人が申立期間①当時に勤務していた事業所は、E事業所であったことが推認できる。

しかしながら、E事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間①後の昭和24年10月1日であり、申立期間①当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、オンライン記録によると、E事業所は平成18年7月31日に厚生

年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の所在も不明であることから、申立人の当時の勤務状況等について証言を得ることができない。

さらに、申立人が一緒に勤務していたとする同僚の所在が不明であることから、当該同僚から申立期間①当時の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について証言を得ることができない。

申立期間②について、元同僚の証言等から、勤務期間は特定できないが、申立人が株式会社Bに勤務していたことは確認できる。

しかしながら、株式会社Bは、昭和43年5月7日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主及び経理課長も既に死亡していることから、申立人の厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立期間②当時に株式会社Bで厚生年金保険に加入している複数の者に照会したところ、上記の元同僚を含む3人から回答が得られたものの、上記の元同僚を除く2人は申立人を記憶しておらず、申立人の勤務状況等について確認することができないほか、上記の元同僚は、当該事業所では厚生年金保険に加入せずに勤務していた者がおり、自身も会社から厚生年金保険に加入するか希望を聞かれた旨回答していることから判断すると、当該事業所では必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号の払出記録によると、申立人及びその妻は、昭和37年4月頃に申立期間②の始期に当たる35年10月1日に遡って国民年金の被保険者資格を取得し、37年4月から39年1月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間③及び④について、申立人は、その妻と同じ期間にC株式会社に勤務していたと主張しているところ、オンライン記録及び同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人の同社における厚生年金保険の加入期間は、昭和47年2月3日から同年8月21日までとされている一方、申立人の妻の同社における厚生年金保険の加入期間は、46年12月30日から48年9月29日までとされており、加入期間が相違しているほか、申立人とその妻の同社における雇用保険の加入期間についても相違しているなど、申立人及びその妻の同社における勤務期間が同じであった状況はうかがえない。

また、C株式会社は、当時の資料が無く申立人の厚生年金保険の加入状況等については不明である旨回答している。

さらに、申立人が記憶する元同僚に照会したところ、申立人がC株式会社に勤務していたことは覚えているものの、申立人の当該事業所における勤務期間を特定する証言は得られなかった。

加えて、オンライン記録によると、申立期間④のうち、昭和 47 年 8 月 21 日から 48 年 8 月 1 日までの期間について、申立人は、C 株式会社とは関連性が認められない別の事業所で厚生年金保険に加入していることが確認できる。

このほか、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。